

埼玉県による学費軽減制度

埼玉県父母負担軽減事業補助金申請手続きご案内

埼玉県父母負担軽減事業補助金について、以下の通りご案内いたします。

こちらは国の高等学校等就学支援金とは別制度となります。申請意思の確認も兼ねておりますので、必ず書類を提出いただきますようお願い申し上げます。

家計急変該当と思われる方は P.3「埼玉県父母負担軽減事業補助金《家計急変世帯》について」記載の要件をご確認の上、事務室（TEL0480-34-3381）までお問い合わせください。

1. 手続き対象者（条件をすべて満たすご家庭）

- ① 親権者および生徒が埼玉県に住所を有する(埼玉県を本拠とする単身赴任は例外的に認める)
- ② 国の高等学校等就学支援金等の支給対象

2. 提出期日

7月10日（金）

3. 提出書類

	申請希望者またはスカラシップ奨学生				申請希望 なし
	生活保護 世帯	家計急変 世帯	親権者 海外赴任	一般申請 (左記以外)	
① 埼玉県父母負担軽減事業補助金 申請意向確認書	○	○	○	○	○
② 世帯全員の住民票(※1) 〔 <u>続柄記載あり、マイナンバー記載なし</u> 、 令和8年4月以降発行のもの 外国籍生徒：上記に加え、国籍・ 在留資格等の区分記載のもの〕	○	○	○	○	×
③ 個人番号カード(写)等貼付台紙(※2) 〔 <u>収入の有無にかかわらず、保護者 (親権者)全員の個人番号カード又 は通知カードのコピー</u> 〕	×	×	○	○	×
④ 生活保護受給証明書 (令和8年4月以降発行のもの)	○	×	×	×	×
⑤ その他	×	※3	※4	×	×

※1. 親権者が埼玉県内の異なる住所に居住している場合は、それぞれの住民票が必要です(離婚調停中や別居含む)。また、親権者が扶養する親族(課税日時点で19歳未満)が別世帯に居住している場合は、別途扶養誓約書(指定様式)が必要です。必要な場合は事務室にお申し出ください。

※2. 共同親権を選択して離婚した場合は親権者全員のマイナンバーカードのコピーが必要です。なおマイナンバーカードを持っていない、または通知カードの内容に変更がある場合は、マイナンバーを記載した親権者の住民票を同封してください(②の住民票とは兼用できません。それぞれご用意ください)。

※3. 原則、離婚や死亡を含め親権者2名分の「令和8年度課税証明書」及び急変事由を証明する書類が必要となります。事由によって添付書類が異なりますので、事務室までお問い合わせください。

※4. 所得確認を行う保護者(親権者等)が海外赴任等で日本国外に在住している(在住していた)場合、審査には追加資料及び誓約書(指定様式)が必要です。事務室までお申し出ください。

4. 提出先

昌平高等学校

生徒持参：担任がホームルームで回収します。

保護者持参：事務室窓口（平日 8:20～16:35）

- ※ 郵送で提出される場合については、必ず特定記録郵便(運賃+210 円)またはレターパックライト(430 円)でお送りください。引受番号が発行され、配達記録が残ります。書類は折っていただいて構いません。
- ※ 提出物が期日までに揃わない場合は、提出期日までに事務室まで必ずご連絡ください。連絡がないまま提出が遅れる場合、審査・送金が遅れたり、申請できない場合があります。
- ※ 家計急変世帯について、令和 9 年 1 月末頃まで随時受け付ける予定ですが、すでに急変事由が発生している場合は事務室に問い合わせの上、速やかに申請してください。

5. 支給対象

P.4「令和 8 年度各種学費等補助制度フローチャート」参照

- ✧ 判定額の計算に不安があり支給対象かどうか分からない場合でも、申請して頂いて構いません。審査の結果、該当しなかった場合は理由を添えて通知をお送りします。年度を遡って申請することはできません。
- ✧ 扶養親族数(税制上の数)によって一部基準額が異なります。なお、政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除額に 3/4 を乗じたものを使用します。また、判定額上の配慮として、支給対象生徒が平成 22 年 1 月 2 日～4 月 1 日早生まれの場合、16 歳以上として数え、判定額についても以下の式を用いて算出します。

【判定額】=【(市町村民税の)課税標準額】-33 万円)×0.06-【市町村民税の調整控除額】

6. 支給方法・時期（予定）

本制度は学費等との相殺ではありません。通常通り学費を納入いただいた上で、学費等振替口座への振込支給となっております。送金時期については県の審査状況によって前後しますので、送金時期になりましたら送金案内を郵送いたします（生活保護世帯・家計急変世帯：例年 9 月頃／一般申請：例年 12 月頃）。

家計急変申請は随時受け付けます。急変（申請）時期によっては、年度を超えての支給となります。

7. その他

- ✧ 提出書類は原則返却しませんので、必要な場合はコピーをお取りください。
- ✧ 年度途中に、収入の修正申告や税額の更正、離婚・死別、養子縁組等による保護者（親権者）の変更があった場合には、支給額が変更となることがあります。つきましては、すみやかに事務室までご連絡くださるようお願い申し上げます。
- ✧ **年度途中で埼玉県から他県に転出した場合、補助額は月割りとなりますので、速やかに事務室までお申し出ください。**
- ✧ 学校が知り得た個人情報、適切に管理し、本事業及び「埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金」のご案内以外には使用いたしません。